

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本目標

三期計画策定後の社会状況の変化や同計画に基づく取組の成果や課題等を踏まえ、次の3つの基本目標を立てて、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場で男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、

「男女共同参画社会の実現 ～男女が共に輝く“とちぎ”づくり～」に取り組みます。

また、男女共同参画を推進するための施策の中でも、この計画において、緊要な問題解決に向けて集中的に推進すべき8項目を各基本目標の施策の方向と位置づけて取り組みます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画推進の環境づくり

施策の方向1 男女共同参画の理解促進

男女共同参画社会への理解促進を図るとともに、男性の家事・子育て・介護等への参画を促進します。

施策の方向2 ワーク・ライフ・バランスの推進

多様なライフスタイルが選択できる環境の整備や子育て・介護に対する社会的支援の充実、企業経営者等の意識向上等、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進します。

施策の方向3 教育・学習の充実

男女共同参画の視点に立った学校教育や家庭教育、学習機会の充実を図ります。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

施策の方向1 地域・社会における男女共同参画の推進

政策・方針決定過程への女性の参画や地域活動における男女共同参画を推進します。

施策の方向2 働く場における女性の活躍推進

男女の均等な雇用機会等の確保や女性が能力を発揮しやすい職場環境の整備などにより、女性の活躍を推進します。

基本目標Ⅲ 男女の人権の尊重と暴力の根絶

施策の方向1 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

DV被害者等への支援や女性等に対する暴力の根絶のための取組を推進します。

施策の方向2 生涯にわたる健康づくりの推進

生涯を通じた健康支援や性の尊重についての意識の醸成を図ります。

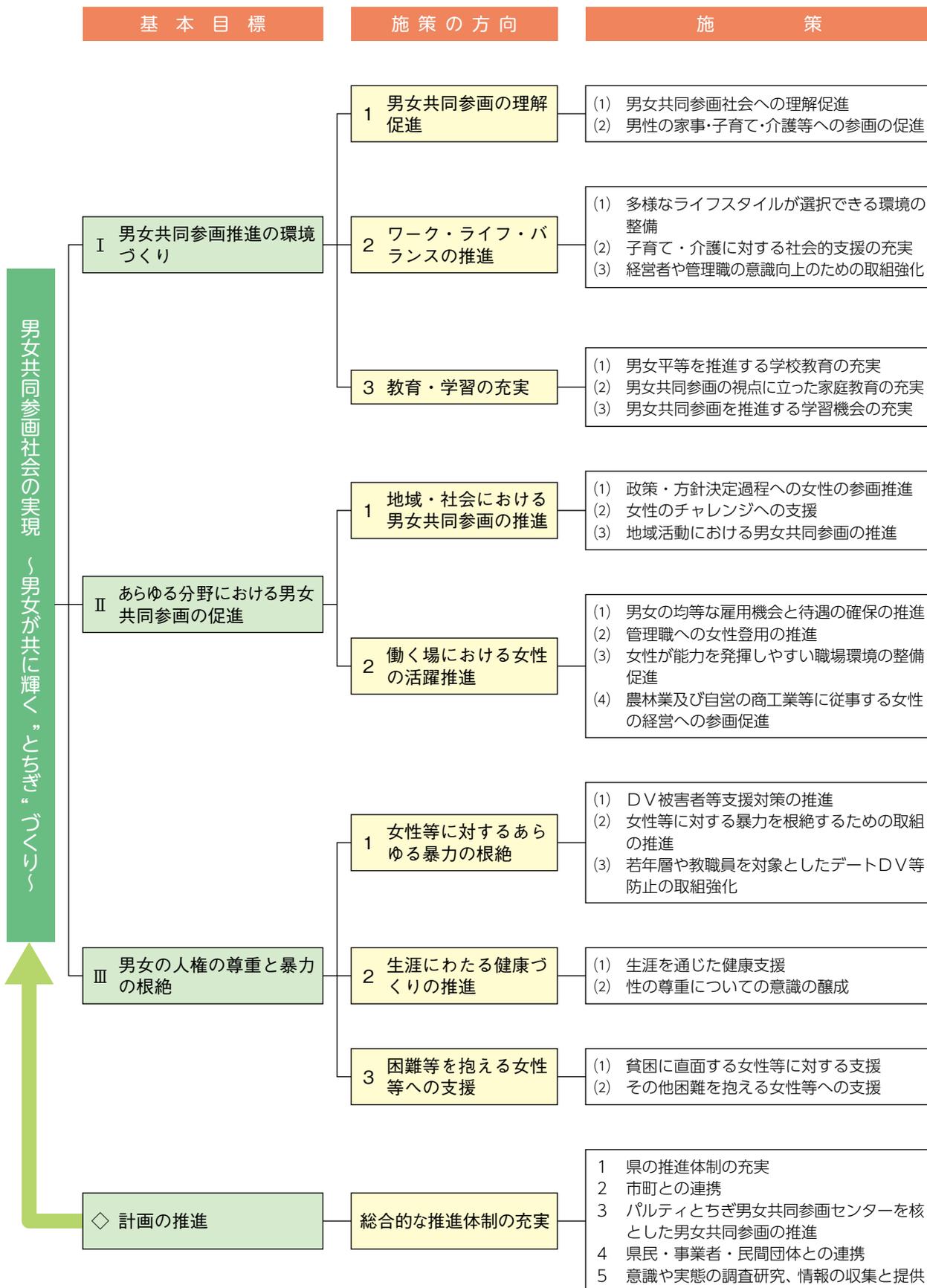
施策の方向3 困難等を抱える女性等への支援

貧困等により困難な状況に置かれている女性等に対する支援を行います。

計画の推進 総合的な推進体制の充実

社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進していくため、県、市町、県民、事業者、民間団体が、それぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、オール栃木体制で、互いに連携・協力しながら取組を展開していきます。

2 計画の体系



3 計画がめざす男女共同参画社会のすがた

男性も、女性も、大人も、子どもも、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場で

- ★一人ひとりの人権が尊重され
 - ★性別にかかわらず、個性・能力・意欲が発揮でき
 - ★それぞれの場で互いに責任を分かち合い、協力し、支え合う
- 「男女が共に輝く“とちぎ”」が

計画がめざす 男女共同参画社会のすがたです。

家庭では

- 男性も、女性も、大人も、子どもも、一人ひとりの人権が尊重され、家族全員で家事・子育て・介護などを協力しながら、喜びも責任も分かち合い、豊かで充実した家庭を築いています。



地域では

- 固定的な性別役割分担意識に基づく慣行やしきたりが見直され、男性も、女性も、高齢者も、若者も、一人ひとりの考え方や人権が尊重され、自治会・防災・PTAなどの様々な活動の企画や方針決定に関わり、豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。



職場では

- 採用・配置・昇進・賃金などの男女格差が解消され、男性も、女性も、一人ひとりの人権が尊重され、個性・能力・意欲を十分に発揮しながら、ワーク・ライフ・バランスの実現により、ゆとりと充実感をもっていきいきと働いています。



学校では

- 児童・生徒一人ひとりの人権が尊重され、性別に関わりなく、個性や能力を伸ばすような教育や男女共同参画の視点による校内の環境づくりが進められ、進学や就職に際しては、個人の適性を尊重した進路選択がなされています。

